

生徒心得

1. 学校生活について

- (1) 健康に留意し、規則正しい生活習慣を確立するとともに、高校生として良識を持って行動し、気持ちよく学校生活を送ることができるよう心がける。
- (2) 欠席・遅刻・早退・欠課をする場合は、原則として事前に生徒手帳の諸連絡欄に記入し、学級担任に提出する。当日の場合は8:25までに保護者が必ず電話連絡する。
- (3) 学校感染症と診断された場合は基準に従って出席停止とする。
- (4) 忌引は次の基準による。
 - 父母・・・7日 ○祖父母、兄弟姉妹・・・3日
 - 伯叔父母、曾祖父母その他同居家族・・・1日
- (5) 学校の門が開く時間は、平日が7:00、土曜日・日曜日・祝日が8:00である。
- (6) 8:40にSHRが始まるので、8:35には教室で着席しているようにすること。
- (7) 始業から放課までの間の外出は認めない。外出を必要とする場合は生徒手帳の諸連絡欄に記入し、学級担任あるいは関係職員に提出し許可を得る。
- (8) 日課は次のとおりとする。

SHR	8:40～8:50
1限 (F・L)	8:50～10:25
休み	10:25～10:35
2限 (F・L)	10:35～12:10
昼休み	12:10～12:55
3限 (F・L)	12:55～14:30
休み	14:30～14:40
4限	14:40～15:30
SHR・清掃	15:30～

- (9) 最終完全下校時刻は19:00とする。(活動は下校時刻20分前に終了すること。)ただし、冬季は18:30とする。

◎ 部活動の練習日、練習時間について

平日 (月曜日～金曜日)

- ・活動休止日を週1日以上設定する。
- ・活動休止日を設定しない場合は週休日の2日間とも活動はしない。
- ・早朝練習はしてはいけない。
- ・最終下校時間は19:00とする。(冬は18:30とする)
- ・冬時間に該当する日程は10月から3月までの約5ヶ月間とし、詳細日程は各年によって決定する。

週休日（土曜日・日曜日）

- ・どちらか1日を活動休止日とする。

※ただし、大会が設定されている場合はその限りではない。

休業日の活動時間

- ・原則的には半日（4時間）の活動とする。

◎ 休業日の部活動練習終了時刻について

17:00 終了を原則とする。一部運動部については、3分割の場合は18:00、2分割の場合は17:00とする。ただし、土曜講習時は18:30（冬季は18:00）とする。

- ・練習試合等でやむを得ず延長が必要な場合は、管理職に事前に計画書を提出し承認を受けることとする。

- (10) 所持品には記名をし、必要以上の金品は持参しない。遺失物は速やかに係職員に届け出る。

◎ 学校感染症について

1. 医師から診断を受けたら、速やかに学校へ連絡し、学校感染症における出席停止期間の基準を参照の上、医師の指示により十分療養すること。
2. 回復し再登校後は、学校所定の「学校感染症治癒報告書」*を担任へ提出すること。（医師の診断書は不要）※本校ホームページからダウンロードすることができる。（担任または養護教諭に申し出て受け取ることも可能）

2. 服装等身だしなみについて

- (1) 清潔感のある高校生らしい身だしなみを心がける。
- (2) 服装は、本校所定の以下の服を着用する。

男子 ・ 黒色詰めえり

- ・ 白色無地ワイシャツ（半袖含む）
- ・ 黒色長ズボン（夏用含む）

女子 ・ 紺色ジャケット

- ・ 白色無地ブラウス（半袖含む）
- ・ 紺色スカート（夏用含む）

夏季の服装は、6～9月（移行期間は気候等を考慮して決定する）とし、上着を着用しない場合は、白色無地のワイシャツ・ブラウス・ポロシャツとし、所定の校章（アイロンプリント）を左袖に着ける。柄・模様のないベストの着用は認める。

またオーバー・コート・ジャンパー・セーター等を着用する場合は、華美でないものとし、これを上着代わりに着用してはならない。上着を着用せず、セーター・カーディガンでの登校は認めない。パーカー・トレーナーの着用は不可。

- (3) バッジ・ボタン等は所定のものをつける。バッジは男女とも左襟につけること。

(4) 履き物について以下の使用場所の区別をつけること。

○上履き…校舎内（アスファルト上の一時通行は可）

○体育館履き…体育館（所定のもの）

○外履き…グラウンド，テニスコート，校舎外（ただし，グラウンド・テニスコートには革靴で入らないこと）

3. 学習について

(1) 授業に専心する。

(2) 家庭学習を大切にする。

4. 施設等の利用について

(1) 校内の掲示物，印刷・出版物の配布等は生徒支援グループ職員の許可を得る。

(2) 学校の施設・備品の使用は事前に学級担任・顧問を通して関係職員の許可を得る。

(3) 食堂は，食堂使用規定に基づいて使用すること。

5. その他

(1) 旅行をする場合は，保護者の承認を得て，事前に所定の届出用紙を学級担任に提出する。

(2) 登下校に自動二輪車等を使用してはいけない。自転車は自宅から最寄り駅までは届出により使用できる。

(3) やむを得ずアルバイトを行う場合は，保護者の承認を得て，事前に所定の届出用紙を学級担任に提出する。

台風の接近等に伴う登下校の対応

(1) 基本的な考え方

台風等で気象の激変が予想される場合には，生徒の安全確保を最優先とした対応を行う。具体的な対応については次のとおりの内容とするが，警報が発令されていない時でも，大雨や暴風雨等により危険が予測される場合には，家庭の判断で登校を見合わせる等の対応をとり，学校にその旨を連絡すること。

なお，「学校ホームページ・一斉メール配信（マチコミ）」において，授業の有無等を連絡するので活用すること。

(2) 具体的な対応について

① 授業中，気象状況の激変（神奈川県東部に大雨，暴風警報の発令）が予報された場合の対応，あるいは気象警報が発令された場合の対応。

気象の激変に関する情報を伝え，安全を考慮しながら生徒を下校させるなどの対応をする。

② 登校前の時間帯に，気象警報が発令されている場合は次の表に従い対応する。

○神奈川県東部（本校所在地）において大雨，暴風警報が2つ同時に発令されている，あるいは暴風雪，大雪警報のいずれかが発令されている，または特別警報が発令

されている場合

午前6時	発令中	自宅待機
	警報解除	1Fより授業を開始
午前7時	発令中	自宅待機
	警報解除	2Fより授業を開始
午前10時	発令中	臨時休校
	警報解除	3Fより授業を開始

○ただし、神奈川県東部地域以外の居住地域において大雨，暴風警報が2つ同時に発令されている，あるいは暴風雪，大雪警報のいずれかが発令されている，または特別警報が発令されている場合

午前6時	自宅待機（欠課扱いとしない）
午前7時	自宅待機（欠課扱いとしない）
午前10時	登校しない （この日は出席すべき数に含めない。）

保護者あるいは生徒は学校に連絡する。

(3) 留意事項

- 気象状況の悪化等により，交通機関（電車・バス等）への影響が予想される場合には，無理をしない範囲で登校する。
- 授業の有無等の不明な点を確認する場合には，「学校ホームページ」を利用するか，学校へ問い合わせる。